

2016年4月28日

日 本 銀 行

「補完当座預金制度基本要領」の一部改正について

日本銀行は、平成28年4月27・28日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融機関の貸出増加に向けた取り組みをより一層支援するとともに、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2877)

廣 瀬 (03-3277-1634)

「補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

- (1) }
(2) } 略（不変）

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. およびロ. からハ. までの合計金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略（不変）

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）および「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）および「平成二十八年熊本地震にかか
る被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日付政委第44号別紙1.）に基づく借入れ（円建てのものに限る。以下同じ。）の平均残高

ハ. ロ. の残高のうち、平成28年3月末における「貸出支援基金運営基本要領」および「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」に基づく借入れの合計残高を上回る金額

- (4) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、平成28年5月16日から実施する。